

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課） （5・28揭示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ） （ 〃 ）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（高齢者福祉課）	2
○ふ化業者の登録（畜産振興課）	2
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	2
○基本測量の終了の通知（3件）（ 〃 ）	2
○公共測量の終了の通知（2件）（ 〃 ）	3
○道路の区域変更（3件）（道路課）	3
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立安芸病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	4
◎高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	4
正 誤	
○正誤（平23・4・26付け 告示）	5

規 則

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則（昭和31年高知県規則第49号）の一部を次のように改正する。

本則第2項及び第3項中「実施する」を「行う」に改め、本則第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を本則第5項とし、本則第3項の次に次の1項を加える。

4 知事は、促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下この項において「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。）が、六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って行われる六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業に六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置が含まれている場合において、当該措置を行うときは、当該促進事業者が行う当該措置を農業改良措置とみなして、六次産業化法第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は一認定中小企業者」を「一認定中小企業者」に、「認定中小企業者を」を「認定中小企業者をいう。）又は一促進事業者（同項に規定する促進事業者を）」に改め、同条第2項中「場合又は」を「場合、」に、「にあつては12年」を「又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下この項において「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた者（六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）を含む。）が六次産業化法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合にあつては12年」に、

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

「当該認定に係る計画に従って同項の」を「同法第6条第2項に規定する認定計画に従って同法第5条第1項に規定する」に、「にあつては、」を「又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金にあつては、」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

（6）促進事業者

第9条中「又は認定中小企業者」を「一認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

別記第1号様式（添付書類）に次のように加える。

6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項の規定に基づく総合化事業計画の認定書の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第333号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

伊尾木川北加入区

高知県告示第334号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年5月高知県告示第378号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

伊尾木川北加入区

高知県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、平成23年5月6日付けで次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定取消し年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
39701 01857	有限会社 身新健	高知市薊野西町 一丁目31-7	平成23年5 月7日	有限会社 身新健ヘルパース テーショ ン	高知市薊野西町 一丁目31-7	訪問介護 介護予防 訪問介護

高知県告示第336号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 登録番号
2011-001号
- 登録年月日
平成23年5月14日
- 名称及び住所
株式会社むらびと本舗
土佐郡大川村朝谷26
- ふ化場の名称及び所在地
大川村土佐はちきん地鶏孵卵施設
土佐郡大川村朝谷122-4

高知県告示第337号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 作業期間
平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 作業地域
高知県内全域

高知県告示第338号

国土交通省国土地理院長から平成22年5月高知県告示第322号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成23年3月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第339号

国土交通省国土地理院長から平成22年5月高知県告示第324号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成23年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第340号

国土交通省国土地理院長から平成22年10月高知県告示第588号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成23年3月25

日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第341号

高知県土地改良事業団体連合会長から平成22年7月高知県告示第446号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成23年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第342号

国土交通省国土交通大臣から平成22年10月高知県告示第589号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成23年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字澤田753番2から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本46番1まで	前	5.0	1,445
		20.0	
土佐郡土佐町東石原字澤田753番2から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本46番1まで	A	5.0	1,445
		20.0	

土佐郡土佐町東石原字澤田753番2から土佐郡土佐町西石原字ハエノ本47番1まで	後		9.5 } 41.0	1,440
	B			

高知県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字東ランヂ山4321番1から四万十市手洗川字大井デノ上3296番1まで	前	6.1 } 15.7	54
		A	
四万十市手洗川字東ランヂ山4321番1から四万十市手洗川字大井デノ上3294番地先まで	B	8.9 } 17.8	87
四万十市手洗川字東ランヂ山4321番1から四万十市手洗川字大井デノ上3294番地先まで	後	8.9 } 17.8	87

高知県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町中屋字西屋敷20番2から長岡郡大豊町中屋字西屋敷22番1まで	前	3.0 } 4.0	40
長岡郡大豊町中屋字西屋敷22番1まで	後	3.0 } 6.2	40
長岡郡大豊町中屋字エビスドラ95番2から長岡郡大豊町中屋字ナカナワテ75番1地先まで	前	2.9 } 4.0	54
長岡郡大豊町中屋字エビスドラ95番2から長岡郡大豊町中屋字ナカナワテ75番1まで	後	3.1 } 7.7	54
長岡郡大豊町中屋字東屋敷225番4から長岡郡大豊町中屋字東屋敷111番3まで	前	3.6 } 9.0	48
長岡郡大豊町中屋字東屋敷111番3まで	後	4.5 } 9.0	48

高知県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月31日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1地先から 吾川郡いの町越裏門字竹ノ川167番1地先まで	40	平成23年5月31日

高知県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町中屋字西屋敷20番2から 長岡郡大豊町中屋字西屋敷22番1まで	40	平成23年5月31日
長岡郡大豊町中屋字エビスドヲ95番2から 長岡郡大豊町中屋字ナカナワテ75番1まで	54	平成23年5月31日
長岡郡大豊町中屋字東屋敷225番4から 長岡郡大豊町中屋字東屋敷111番3まで	48	平成23年5月31日

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立安芸病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県公営企業局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成23年5月31日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平23・4・26	9334	○告示	1	中 (44)	ウ 間伐に係る <u>森林</u> は、次のとおりとする。	ウ 間伐 <u>その他特別の場合の伐採</u> に係るものは、次のとおりとする。